

長崎市常設型住民投票制度検討審議会の検討状況について

1 住民投票の対象とする事項

- 【主な論点】
- ▶ ア 住民投票の対象とする事項の規定方法
 - ▶ イ 住民投票の対象から除外する事項
 - ▶ ウ 市政運営等の重要事項の要件
 - ▶ エ 対象事項の該当性の判断

(1) 他の自治体の状況等

- ▶ ア 住民投票の対象とする事項の規定方法
多くの自治体が、「市政運営等の重要事項（又は同様の文言）」と定めた上で、一定の要件に該当する事項は投票の対象としないとする規定の方法を採用している（調査対象42市のうち41市）。
- ▶ イ 住民投票の対象から除外する事項
 - (ア) 自治体の機関の権限に属しない事項（調査対象42市のうち34市）
 - (イ) 法令の規定に基づき住民投票ができる事項（調査対象42市のうち41市）
 - (ウ) 特定の住民又は地域のみに関する事項（調査対象42市のうち35市）
 - (エ) 自治体内部の事務処理（組織、人事又は財務の事務）に関する事項（調査対象42市のうち37市）
 - (オ) 金銭の増減（徴収）に関する事項（地方税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項）（調査対象42市のうち15市）
 - (カ) 不適事項（調査対象42市のうち36市）
- ▶ ウ 市政運営等の重要事項の要件
 - (ア) 現在又は将来の市民の福祉（市、住民全体の利害関係）に関する重要な事案（42市のうち42市）
 - (イ) 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの（42市のうち39市）
 - (ウ) 住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況（42市のうち11市）
 - (エ) 事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること（42市のうち1市）。
 - (オ) 意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるもの（42市のうち2市）

▶ 工 対象事項の該当性の判断

対象事項の該当性については、市長が最終的に判断することとなるが、この判断に際し市長以外の関与を定めている方法として、附属機関としての審議会が判断する仕組みや対象事項の該当性のみを判断するものではないものの、議会の関与を定めている自治体もある。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 制度を創設するに至った経緯等を踏まえると、対象事項は出来るだけ広く捉えることができるようにすべきであり、議会が関与する仕組みも不要ではないか。
- ・ 対象事項から除外する事項も極力少なくすべきであり、現時点で想定されない事由を除外する不適事項は不要である。
- ・ 広島市の裁判では、対象事項に係る判断について市長の裁量を広く認められているが、制度として裁量の余地が少なくなるような制度設計も可能である。そのなかで、市長の裁量権を広くする必要性もないと思われるし、シンプルな方が分かり易い。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「市政に関する重要事項」に対象を限定したうえで、「除外事項」を定める。
- ▶ 「市政に関する重要事項」の要件は、次のとおり広く認める。
 - ① 現在又は将来の市民の福祉に関する重要な事案
 - ② 市民に直接その賛成又は反対を問う必要があると認めるもの
- ▶ 「除外項目」は、次のとおりとする（市長による不適事項は定めない。）
 - ① 自治体の機関の権限に属しない事項
 - ② 法令の規定に基づき住民投票ができる事項
 - ③ 特定の住民又は地域のみに関する事項
 - ④ 自治体内部の事務処理（組織、人事又は財務の事務）に関する事項
 - ⑤ 金銭の増減（徴収）に関する事項

2 投票資格者

- 【主な論点】 ▶ ア 年齢要件
▶ イ 住所要件
▶ ウ 国籍要件

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 年齢要件

調査対象42市のうち、大和市と小諸市が16歳以上であり、その他40自治体は18歳以上としている。

▶ イ 住所要件

調査対象42市の全ての自治体で「市内に住所を有する者」という住所要件を定めている。この「市内に住所を有する者」を判断するに当たっては「住民基本台帳」への登載の有無を基準としている。

また、期間についても定めがあり、「引き続き3月以上その自治体に住所を有する者」（引き続き3か月以上住所基本台帳に記録があるもの）という要件を設けている。

▶ ウ 国籍要件

調査対象42市のうち、外国人の投票権を認めている自治体が20市、認めていない自治体が22市と分れている。

外国人に投票権を認めている基本的な考え方には、同じ地域で生活する者として、外国人にもその門戸を広げ、積極的に地方自治に参加してもらうということがある。

一方、外国人に投票権を認めていない自治体は、投票資格者を公職選挙法における選挙や地方自治法における直接請求ができる有権者に準じている。

また、投票権を認める外国人の範囲に関して、次のような外国人に投票権を認めている。

- (ア) 特別永住者
- (イ) 永住者
- (ウ) 中長期在留者（1年以上、3年以上）など

▶ 工 長崎市の在留資格別人口（R1. 7. 31現在）

在留資格	人口
① 留学	1, 177人
② 永住者	778人
③ 技術・人文知識・国際業務	331人
④ 家族滞在	249人
⑤ 技能実習2号口	247人
⑥ 日本人の配偶者等	167人
⑦ 特別永住者	153人
⑧ 技能実習1号口	136人
⑨ 特定活動	92人
⑩ 定住者	65人
その他	341人
合計	3, 736人

(2) 審議会での主な意見

- ・年齢要件については、公職選挙法に準じることで良い。
- ・住所要件についても、地域の意思形成に関わるという点、投票のための住所移動を防止するという点から公職選挙法に準じることが良い。
- ・外国人住民を住民投票の対象とすることも、対象外とすることも裁判上違法ではないが、地元の意思形成に参加していただくということを踏まえると、外国人住民も対象にすべきではないか。対象とする範囲は、日本人と同様ということで、3か月以上の居住があればよいのでは。
- ・外国人住民を対象とすることに反対ではないが、3か月という期間で長崎市政のことがどれだけわかるかという点に疑問があるので、対象とする範囲は限定をすべきではないか。
- ・長崎市は国際都市を謳っているので、外国人住民は対象とすべきであり、他都市に後れをとってはならない。
- ・外国人住民を対象とするかという点については、論点として大きいところであるので、議会の意見も参考としたい。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「年齢要件」は、公職選挙法に準じて18歳以上とする。
- ▶ 「住所要件」は、公職選挙法に準じて3か月以上とする。
- ▶ 「国籍要件」として、外国人住民の投票を認める。
- ▶ 投票を認める外国人住民の範囲はさらなる検討が必要。

3 発議に関する事項

- 【主な論点】 ▶ ア 住民発議に要する署名数
▶ イ 議会による発議
▶ ウ 長の発議

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 住民発議に要する署名数

住民が住民投票実施の請求をする場合には、一定数以上の署名を集める必要があるが、その割合は様々となっている。

(ア) 3分の1以上とした理由

地方自治法における議会の解散請求や議会の議員・長の解職請求に準じて「3分の1以上」と設定（調査対象42市のうち9市）

署名が集まれば議会や長の判断とは関係なく住民投票が実施されることや、住民投票は自治体の将来を左右する重大な事項を対象として実施されることなどを重視した考え方などによるもの

(イ) 4分の1以上とした理由

議会の議決を要件としない住民投票の実施に当たっては、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、最もハードルの高い地方自治法における議会の解散や議会の議員・長の解職請求の要件を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するという考え方などによるもの（調査対象42市のうち7市）

(ウ) 5分の1以上とした理由

地方自治法における議会の解散請求や議会の議員・長の解職請求に必要な要件より基準を緩和しつつ、実際の対象人数から見て制度の乱用に繋がらないとの考え方などによるもの（調査対象42市のうち7市：鴻巣市など）

(エ) 6分の1以上とした理由

重要課題の判断を求める住民投票実施請求を規定した法律に市町村合併特例法があり、当該法律における合併協議会の設置請求に必要な要件を基準とした考え方などによるもの（調査対象42市のうち16市）

(オ) 1.0分の1以上とした理由

他の自治体の事例や当該自治体における過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数や発議の乱発防止の点などを具体的に検討したことによるもの（調査対象42市のうち3市：川崎市、広島市、野田市）

(カ) 50分の1以上の署名と議会の議決

一定数以上の署名が集まれば、議会や長の判断とは関係なく住民投票が実施されるもの以外として、有権者の50分の1以上の署名により住民投票の実施を請求し、議会へ付議するという、条例の制定又は改廃の直接請求に準ずる手続を併せて定めている自治体がある（上記(ア)及び(イ)のうち5市：上越市、小諸市、野洲市、名張市、嘉麻市）。

▶ イ 議会による発議

議会による発議を認めている自治体が33、認めていない自治体が9となっている。

(ア) 定数の12分の1以上の賛成 ⇒ 出席議員の過半数議決

地方自治法第112条における議会の議員による議案の提案及び議会の議決の規定に準じている（調査対象42市のうち28市）。

(イ) 定数の3分の1 or 6分の1以上の賛成 ⇒ 出席議員の過半数議決

住民投票の重要性と住民による投票実施の請求のハードルなどを考慮し、議員による議会への提案要件を設定している（調査対象42市のうち5市：輪島市1/6、臼杵市1/3、杵築市1/3、鴻巣市1/3、芦別市1/3）。

(ウ) 出席議員の3分の2以上の特別多数議決

議員による議会への提案要件を厳しく設定するほか、議決要件も地方自治法における特別多数議決に準じた取扱をしている（輪島市のみ）。

(エ) 定めていない

議員は、地方自治法上、条例案を提案する権限が付与されており、議会は、当該議員の発議に基づき、出席議員の過半数の賛成で住民投票条例を制定することができることから、議会による請求権を定めていない（調査対象42市のうち9市）。

▶ ウ 長の発議

市長が自らの判断により住民投票を実施できることとしている自治体が34、認めていない自治体が8となっている。

また、市長が住民投票の実施を判断したときは、議会による一定の関与（議決、協議、審査会など）を経なければならないということを定めた自治体もある。

※34市のうち、議決1市（鴻巣市）、協議2市（川崎市・四国中央市）、同意1市（臼杵市）、審査会1市（逗子市）

(2) 審議会での主な意見

(住民発議に要する署名数)

- ・ 人口規模が大きい自治体ほど、署名数の割合を抑える傾向がみられる。
- ・ 近年の地方自治法に基づく条例制定の直接請求における署名実績は1/10に達していない。広く市民の声を聴きたいということを考えると、1/10以上が適当ではないか。あとは投票率による成立要件も大きく関係してくるところである。
- ・ 地方自治法に基づく条例制定の直接請求が否決されたのは、市・議会が意見を聞いておかなければいけないと考えるインパクトのある署名数だと判断しなかったためであるともいえるので、インパクトのある割合を設定することが必要だと考える。同規模の都市をみると、その割合は1/6程度が適当ではないか。
- ・ 住民投票を1回すると約1億円かかるという反面、住民の関心を高めるためには門戸を広くした方がいいということもある。
- ・ 署名を集めるのも大変な労力がかかるので、1/3という割合は長崎市の人口規模からして実現不可能な割合と考えられる。
- ・ 署名数の割合については、論点として大きいところであるので、議会の意見も参考としたい。

(議会による発議)

- ・ 議会は自ら条例を発議することができ、そして自ら議決することができる。

(長の発議)

- ・ 長の発議を認める場合の弊害として、過去長と議会が対立したときに長が民意を盾にしたツールとした例がある。長が選挙により選ばれたということを尊重するのであれば認めるということも考えられるが、長にのみ発議権を認めると、場合によっては長が議会より優位になるという可能性もある。

(3) 議論の方向性

(住民発議に要する署名数)

- ▶ 住民発議に要する署名数の割合は、1/10～1/6の範囲で設定する。
- ▶ 具体的な署名数の割合については、さらなる検討が必要。

(議会による発議)

- ▶ 設けない。

(長の発議)

- ▶ 設けない。

4 投票の形式等

- 【主な論点】
- ▶ ア 選択肢の規定方法
 - ▶ イ 投票実施までの期間
 - ▶ ウ 選挙との同日実施

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 選択肢の規定方法

投票結果に様々な解釈を極力生じさせないよう二者択一方式で賛否を問う方法としている自治体が30市、岸和田市や大和市などの12自治体では、市長が認める場合に、これ以外の選択肢の設定も可能としている。

▶ イ 投票期日

「住民投票の実施が決定した日（又は決定の日から30日を経過した日）から『90日』を超えない範囲（引き続き3か月以上住所を有すると定めていることとの整合を図り、一時的に有資格者になることを目的とする転入を防ぐため。調査対象42市のうち34市）や地方自治法第261条に規定された地方自治特別法の制定に係る住民投票の期日に準じて「31日以後60日以内」としている自治体（坂戸市、芦別市）もある。

▶ ウ 選挙との同日実施

住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、投票日の変更や選挙と異なる日としなければならない旨を定めている自治体（調査対象42市のうち4市：上越市、防府市、山陽小野田市、宮古市）、投票日の変更や選挙と異なる日にできる旨を定めている自治体（調査対象42市のうち28市）がある。

一方、選挙の期日と同じ日に住民投票を実施することを原則としている自治体（川崎市、銚子市及び野田市）もある。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 沖縄県の住民投票では、特殊な経過があつて複数の選択肢（賛成、反対、どちらでもない）となっているもので、二択で住民の意思を問うというところまで議論が熟していないものを住民投票するということは適していない。
- ・ 投票期日の設定は、実務上必要な準備期間を考慮する必要があるため、事務局や選挙管理委員会より説明を受けて判断することが良いと思う。
- ・ 選挙との同日実施については、外国人住民の投票所入場の関係などの支障を確認する必要がある。

- ・ 選挙との同日実施であれば投票率の向上が期待できるが、選挙の公正性の確保とのバランスを考える必要がある。
- ・ 選挙との公正性の問題については、選挙管理委員会への確認も必要である。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「選択肢の規定方法」は、二択とする（例外は設けない）。
- ▶ 「投票期日」は、実務上必要な準備期間を勘案して決定する。
- ▶ 「同日実施の可否」は、公平性が担保されるかという点を勘案して決定する。

5 住民投票の成立要件

- 【主な論点】 ▶ ア 投票率による成立要件
▶ イ 不成立の場合の開票

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 投票率による成立要件

一定の投票率に達しない場合、開票しても十分な民意をくみ取れないおそれがあると考えられることから、住民投票の成立要件として「投票資格者の2分の1以上の投票」を成立要件として定めている自治体が多い（調査対象42市のうち26市）。

一方、投票率による成立要件を設けていない自治体もある（調査対象42市のうち16市）。

▶ イ 不成立の場合の開票

住民投票が成立要件を満たさなかった場合に、開票するか否かについても対応が分かれている。

不成立の場合でも開票（該当26市のうち3市：上越市、白岡市、芦別市）する理由として、投票結果を受けた議会や市長の対応に説明責任があるということなどが挙げられる。

※ 長崎市の直近3カ年の投票率と投票者数

	H29 衆議院選挙	H30 県知事選挙	H31 県議選挙	H31 市議選挙	H31 市長選挙	R1 参議院選挙
有権者数	361,407人	359,085人	352,563人	350,395人	350,395人	355,179人
投票者数	197,873人	105,932人	157,512人	165,826人	165,847人	151,228人
投票率	54.75%	29.50%	44.68%	47.33%	47.33%	42.58%

(2) 審議会での主な意見

- ・ 意見が分かれるところかと思うが、投票ポイコット運動を招くおそれもあることから、投票率による成立要件は定めるべきではない。投票率が下がると、その分重みが下がっていくだけ。
- ・ 投票ポイコット運動が行われてしまうことで、また市政に対して関心がなくなることになりかねない。
- ・ 自治体の人口規模ごとの成立要件設定の傾向を把握したい。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「投票率による成立要件」は設定しない。

6 住民投票の再請求・再投票の制限

【主な論点】 ▶ ア 再請求・再投票の制限

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 再請求・再投票の制限

住民投票を実施した後、一定の期間、住民投票実施の再請求等を制限する規定を設けている自治体が多い（調査対象42市のうち38市）。

また、この場合の制限期間を「2年」としている自治体が多い（36市）が、これは、投票結果の安定を図りつつ社会情勢の変化にも対応できるようにするために適当な期間であると考えられること、議会の議員や市長の選挙が4年毎に行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうるという点を考慮したものである。

一方、法律に定められた住民投票には制限が設けられていないということ、署名収集のハードルを高くすることにより再請求は事実上困難であることなどから、制限期間を設けない自治体（3市）もある。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 住民発議に要する署名数の割合を低く設定（1/10～1/6）することも考慮し、少なくとも選挙の期間の半分程度は制限期間を設定する必要がある。
- ・ 成立要件を設定しないため、一定期間の制限を設ける必要がある。
- ・ 2年という期間が経過すると状況も変わっていることが考えられる。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「再請求・再投票の制限」は、設定する。
- ▶ 「制限する期間」は、2年とする。

7 投票運動

【主な論点】 ▶ ア 投票運動の制限

(1) 他の自治体の状況等

▶ ア 投票運動の制限

条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定は適用されない。

住民投票は特定の案件について賛否を問うものであり、十分な議論や情報により判断される必要があることから、住民投票における投票運動については、可能な限り自由としたうえで、公正な住民投票運動が行われるよう脅迫、強要及び買収といった住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるような行為については制限されるべきとしている自治体が多い（調査対象42市のうち39市）。

(2) 審議会での主な意見

- ・ 最低限の投票運動の制限は設定すべき。
- ・ 買収は刑法で罰せられないので、買収は設定する価値がある。
- ・ 選挙と同日実施した場合に選挙運動と投票運動の区別をどのようにつけるのかという問題がある。

(3) 議論の方向性

- ▶ 「投票運動の制限」は、設定する。
- ▶ 「制限する事項」として、買収は設定する。

【参考1】 地方自治法の規定に基づく長崎市における条例の直接請求の状況について

【昭和63年】

直接請求に係る条例	署名数	有効署名①	有権者数②	割合①/②	議会時期	議決結果
① 旧香港上海銀行保存活用条例 (請求日 S. 63. 8. 18)	134,618人	101,502人 * 必要署名数 6,464	323,200	約 1/3 (31.4%)	S63/9月 臨時議会	否決 ・ 賛成少数

【平成28年～平成30年】

直接請求に係る条例	署名数	有効署名①	有権者数②	割合①/②	議会時期	議決結果
① 長崎市庁舎の建設地に関する住民投票条例 (請求日 H28. 5. 13)	34,364人	29,959 * 必要署名数 7,169	358,443	約 1/12 (8.3%)	H28/5月 臨時議会	否決 ・ 賛成 8 反対 31
② 長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例 (請求日 H28. 8. 26)	19,005人	17,098 * 必要署名数 7,331	366,534	約 1/21 (4.8%)	H28/9月 定例会	否決 ・ 賛成 7 反対 30
③ 長崎市の旧公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例 (請求日 H28. 11. 24)	18,855人	17,204 * 必要署名数 7,302	365,055	約 1/21 (4.8%)	H28/11月 定例会	否決 ・ 賛成 12 反対 27
④ 長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例 (請求日 H29. 12. 7)	16,984人	15,776 * 必要署名数 7,242	362,086	約 1/23 (4.3%)	H29/11月 定例会	否決 ・ 賛成 7 反対 31
⑤ 長崎市の交流拠点施設(MICE)建設の凍結に関する住民投票条例 (請求日 H30. 11. 9)	8,839人	7,971 * 必要署名数 7,176	358,794	約 1/45 (2.2%)	H30/11月 定例会	否決 ・ 賛成 12 反対 25
計	98,047人	88,008				
平均	19,609人	17,601	362,182	約 1/20 (4.9%)		

(参考2) 常設型住民投票条例に基づく住民投票の適用事例

他都市の適用状況の一覧

条例制定後、条例が適用された事例 (42 市)

あり※	6 市
なし	36 市

※適用事例の内訳

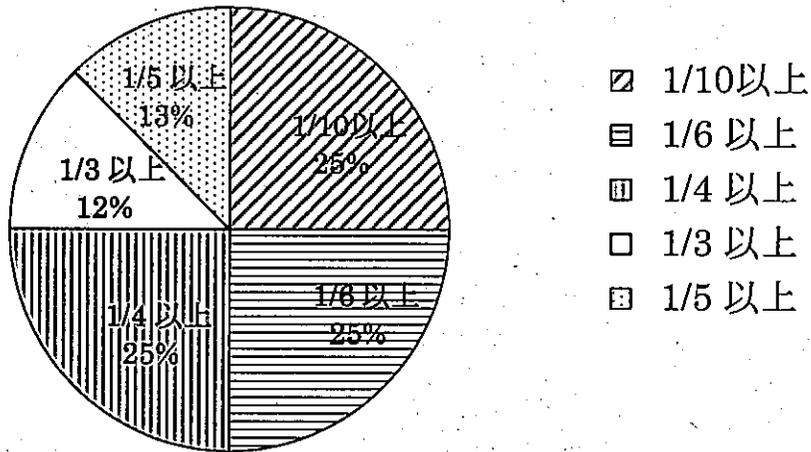
自治体名	適用年月	適用事例	発議者	結果	その後
篠山市 (兵庫県)	H30. 11	市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票	住民発議	賛成が過半数の結果となった (投票率：69.79%)	R1. 5 丹波篠山市へ市名変更
嘉麻市 (福岡県)	H27. 12	嘉麻市新庁舎建設についての賛否を問う住民投票の実施について	住民発議	条例に基づき議案が提案されたが否決	H30. 3～ H32. 3 建設工事中
輪島市 (石川県)	H29. 2	大釜における産業廃棄物最終処分場建設の賛否	住民発議	投票率が成立要件を下回り不成立※ (投票率：42.02%)	H30. 12～ 建設工事着工 R3 年度完了予定
高浜市 (愛知県)	H28. 11	「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票	住民発議	投票率が成立要件を下回り不成立※ (投票率：36.66%)	H29. 1～H 30. 3 解体工事
野洲市 (滋賀県)	H29. 11	野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて	議員発議	投票率が成立要件を下回り不成立※ (投票率：48.52%)	R1. 11 工事着工予定 R3 年度完了予定
山陽小野田市 (山口県)	H25. 4	次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とすることの賛否を問う住民投票	住民発議	投票率が成立要件を下回り不成立※ (投票率：45.53%)	R1 現在 議員定数2 2名のまま

※投票者の総数が投票資格者の過半数に達しなかったため、開票も行っていない。

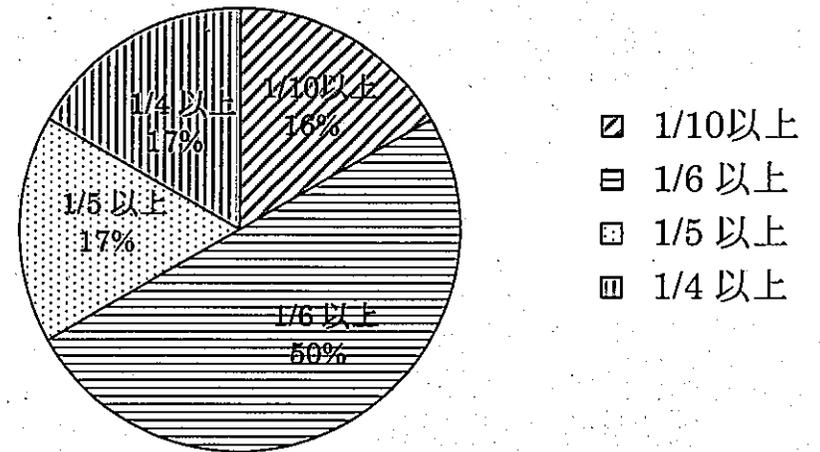
(参考3) 各自治体の署名割合と必要署名数

	自治体名	選挙人名簿 登録者数	基準日又は 登録日	署名割合	必要署名数	平均値
1	川崎市	1,244,806 人	R1.7.3	1/10 以上	124,481 人	政令市平均人数 111,349 人
2	広島市	982,183 人	R1.9.2	1/10 以上	98,218 人	
3	川口市	481,642 人	R1.6.3	1/6 以上	80,274 人	中核市平均人数
4	豊中市	336,319 人	R1.9.2	1/6 以上	56,053 人	68,163 人
5	大和市	196,094 人	R1.6.1	1/3 以上	65,365 人	特例市平均人数
6	厚木市	185,484 人	R1.9.2	1/5 以上	37,097 人	4 市
7	岸和田市	161,562 人	R1.9.1	1/4 以上	40,391 人	45,831 人
8	上越市	161,886 人	R1.9.1	1/4 以上	40,472 人	1/3:1 市、1/4:2 市、1/5:1 市
9	苫小牧市	144,859 人	R1.9.1	1/4 以上	36,215 人	名簿人 10~15 万都市
10	栃木市	133,988 人	R1.9.1	1/6 以上	22,331 人	平均人数
11	野田市	129,347 人	R1.9.2	1/10 以上	12,935 人	6 市※北見市含
12	草津市	108,654 人	R1.7.3	1/6 以上	18,109 人	21,085 人
13	鴻巣市	100,435 人	R1.6.3	1/5 以上	20,087 人	
14	奥州市	99,554 人	R1.8.29	1/6 以上	16,592 人	1/4:1 市、1/5:1 市
15	北見市	101,013 人	R1.8.31	1/6 以上	16,836 人	1/6:3 市、1/10:1 市
16	掛川市	94,741 人	R1.9.1	1/6 以上	15,790 人	名簿人 5~10 万都市
17	防府市	96,790 人	R1.6.3	1/3 以上	32,263 人	平均人数
18	桐生市	96,292 人	R1.7.3	1/6 以上	16,049 人	12 市※奥州市含
19	坂戸市	83,551 人	R1.6.3	1/6 以上	13,925 人	15,354 人
20	日進市	71,931 人	R1.7.3	1/6 以上	11,989 人	
21	八潮市	74,305 人	R1.6.3	1/4 以上	18,576 人	1/3:1 市
22	四国中央市	74,087 人	R1.7.3	1/5 以上	14,817 人	1/4:2 市
23	名張市	66,387 人	R1.9.1	1/4 以上	16,597 人	1/5:2 市
24	山陽小野田市	52,675 人	R1.9.2	1/6 以上	8,779 人	1/6:7 市
25	銚子市	52,464 人	R1.9.2	1/6 以上	8,744 人	
26	逗子市	50,642 人	R1.9.2	1/5 以上	10,128 人	
27	滝沢市	45,675 人	R1.9.1	1/6 以上	7,613 人	名簿人 5 万未満都市
28	十日町市	45,124 人	R1.9.1	1/3 以上	15,041 人	平均人数
29	宮古市	45,718 人	R1.6.3	1/5 以上	9,144 人	16 市
30	白岡市	44,137 人	R1.6.3	1/6 以上	7,356 人	8,610 人
31	野洲市	41,679 人	R1.6.1	1/4 以上	10,420 人	
32	高浜市	36,825 人	R1.9.2	1/3 以上	12,275 人	1/3:7 市
33	新城市	39,160 人	R1.9.2	1/3 以上	13,053 人	1/4:2 市
34	小諸市	35,541 人	R1.6.1	1/4 以上	8,885 人	1/5:3 市
35	篠山市	34,936 人	R1.9.1	1/5 以上	6,987 人	1/6:4 市
36	臼杵市	33,228 人	R1.9.2	1/3 以上	11,076 人	
37	嘉麻市	32,702 人	R1.6.1	1/3 以上	10,901 人	
38	杵築市	25,025 人	R1.9.2	1/5 以上	5,005 人	
39	輪島市	23,668 人	R1.9.2	1/6 以上	3,945 人	
40	大竹市	23,201 人	R1.7.27	1/3 以上	7,734 人	
41	羽咋市	18,882 人	R1.6.3	1/3 以上	6,294 人	
42	芦別市	12,181 人	R1.9.1	1/6 以上	2,030 人	
	長崎市	358,846 人	R1.7.3	1/10 以上 1/6 以上 1/5 以上 1/4 以上 1/3 以上	35,885 人 59,808 人 71,769 人 89,712 人 119,615 人	

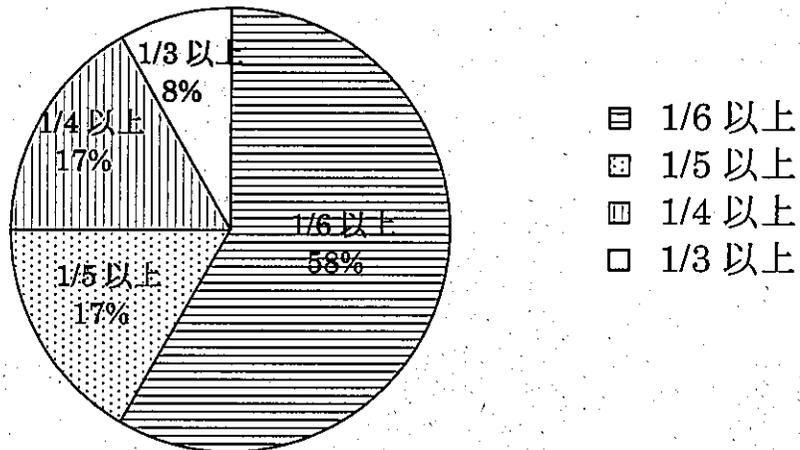
① 政令市・中核市・特例市の署名割合



② 名簿人10~15万都市の署名割合



③ 名簿人5~10万都市の署名割合



④ 名簿人5万未満都市の署名割合

